

平成24年 10月 1日
(照会先)
国民年金部
適用企画指導グループ長 山西 明彦
参事役 杉山 裕保
(電話直通 03-6892-0763)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

平成24年10月から国民年金保険料の納付期限の延長 (後納制度)が始まります

1. 概要

国民年金保険料は、納期限より2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、過去10年間に納め忘れた保険料については、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、時効により納付することができなかった期間の保険料を納付することが可能になりました。(「後納制度」といいます。)

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

また、本年8月から後納制度の事前受付を開始しており、日本年金機構では、後納制度のご利用が可能な約1,700万人の方に対して、後納制度のお知らせを順次送付しています。

<後納制度のご利用が可能な方>

- ① 20歳以上60歳未満の方：10年以内に納め忘れの期間や未加入期間のある方
- ② 60歳以上65歳未満の方：①の期間のほか、任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③ 65歳以上の方：年金受給資格がなく①、②の期間がある方

※高齢基礎年金受給者は対象者から除かれます

2. 後納制度のお知らせの受付等の状況 (平成24年9月末日時点：速報値)

- お知らせの送付件数 9,663,173件
- 相談受付件数 155,995件
- 申込書受付件数 161,048件
(相談受付件数及び申込書受付件数は、全国312か所の年金事務所等の件数)

3. 関係資料 (別添)

- 資料 「国民年金保険料の後納制度について」
- 後納制度リーフレット 「年金額アップ・年金の受給資格を得られます」
- 後納制度啓発用ポスター 「過去10年間に納め忘れた国民年金保険料はありませんか？」

4. お問い合わせ先等

後納制度に関するお問い合わせは、国民年金保険料専用ダイヤルか全国の年金事務所の窓口で受け付けています。

また、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp>) で後納制度の詳しい内容をご案内しています。

国民年金保険料専用ダイヤル (ナビダイヤル) 0570-011-050

050または070から始まる電話でおかけになる場合は **03-6731-2015**

<受付時間> 月曜日 午前8:30~午後7:00

火~金曜日 午前8:30~午後5:15

第2土曜日 午前9:30~午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内 通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

国民年金保険料の後納制度について

- 無年金・低年金となることを防止する等の観点から、徴収時効の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、一定期間に係るものについて本人の希望により保険料納付を行うことを可能とする（平成24年10月から3年間の時限措置として実施）。

対象保険料：2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料

（強制加入期間中の未納・未加入期間、任意加入中の未納期間が対象）

対象者：過去の未納期間を有する者（受給権者を除く）

納付期限：保険料納付期限から10年間

保険料額：当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均等を基礎とした率を加算した額

（現行の保険料免除期間に対する追納保険料額と同様に設定。）



＜現行＞

＜改正後＞

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

・後納制度を詳しく知りたい！

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、**お申込み**により、**平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り**、国民年金保険料を納めることができる期間が**過去2年から10年に延長**(「後納制度」といいます)されます。

👉 後納制度のメリット

- 2年以上前の保険料を納めることにより、
- ① 将来受け取る年金額が増額！
- ② 年金の受給資格が得られる可能性があります！



不足していた期間を納めることにより…

年金受給なし



年金受給可能

1ヵ月分の後納保険料を納めることにより老齢基礎年金が増額される目安としては…

786,500円 ※平成24年度満額の年金額

≒ 1,638円(年額)増額

480ヵ月(40年×12ヵ月)

された年金額が毎年支給されます。

※延長される10年とは、納めようとする月前10年以内の期間です。
(例)平成14年10月の場合 → 平成24年10月末となります。

・ご利用いただける方

① 20歳以上60歳未満の方

10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間をお持ちの方

② 60歳以上65歳未満の方

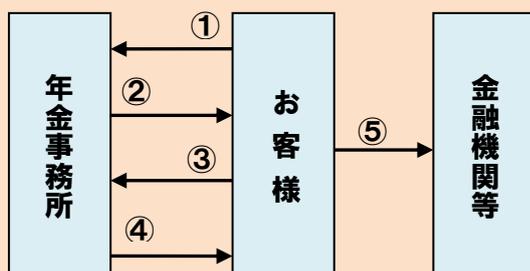
①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方

③ 65歳以上の方

年金受給資格がなく任意加入中の方など

※老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。

・お申込みから納めていただくまでの手順



- ① 申込書の送付依頼(日本年金機構HPからも取得できます)。
- ② 年金事務所から申込書が送付されます。
- ③ 申込書に必要事項を記入のうえ、年金事務所に提出します。
・年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります。
- ④ 年金事務所において申込書の審査・承認などを行います。
・承認通知書、納付書、リーフレットを送付。
- ⑤ 納付書により金融機関・コンビニ等で納めてください。
・市区町村役場・年金事務所では納められません。



お申込みいただく際の注意事項

納付の際に加算額がつきます

・過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。
 (例:平成24年に納付)
 平成21年度分以前～
 当時の金額プラス加算額
 平成22年度～
 当時の金額のまま

納める際は順番があります

・後納をご利用いただく際は後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
 (後納順)
 (1) 平成15年度 先
 (2) 平成16年度 ↓
 (3) 平成17年度 後

3年以内にお申込から納付まで

・後納をご利用いただける期間は平成24年10月から平成27年9月までです(納付書の使用期限に注意してください)。
 ・1か月ごとの分割納付も可能です。
 ・お早めのお申込みをお願いします。

お申込み後に審査を行います

・後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。
 ・審査にはお時間がかかることがありますので、期限に余裕をもってお申込みください。

一部免除の未納期間

・一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。
 ・この場合の後納する保険料は、一般の未納期間と同じ1ヵ月分の保険料が必要です。

免除期間をお持ちの方は

・全額免除や一部免除(一部納付済)、若年者納付猶予及び学生納付特例の承認を受けた期間は、後納をご利用いただけません。
 ・納付を希望する場合は、10年以内の免除期間を納付できる「追納制度」をご利用ください。

※納付をご希望の方は同封の申込書にご記入のうえ、お近くの年金事務所へご提出下さい。

・平成24年度中の後納保険料額と納付できる期限

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付できる期限
平成14年度	14,940	13,300	1,640	10年目は月毎に期限が到来します。 平成25年3月31日
平成15年度	14,720	13,300	1,420	
平成16年度	14,510	13,300	1,210	
平成17年度	14,560	13,580	980	
平成18年度	14,610	13,860	750	
平成19年度	14,640	14,100	540	
平成20年度	14,760	14,410	350	
平成21年度	14,840	14,660	180	
平成22年度	15,100	15,100	加算なし	

※過去3年度以前の期間は加算金がつきます(平成22年度分は平成25年3月31日まで加算がありません)。

①後納保険料額=②当時の保険料額+③加算額です。

※後納保険料額は政令で定められ、毎年(平成24年度から平成27年度までの間に限る)改定されます。

※後納納付された場合は、納付された日に納付対象月の保険料が納付されたものとみなされます。

- ・国民年金保険料の納付は、**納付しなければならない月の翌月末日が納期限と定められています**。納期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際の障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取ることができない場合がありますので、過去2年以内に納め忘れの期間をお持ちの方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。
- ・2年以内の保険料が未納となっている方に対する電話・文書・戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務について民間委託を実施しています。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は03-6731-2015

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月～金曜日 午前8:30～午後5:15

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで延長

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

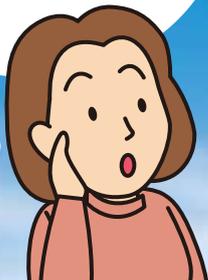
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元にお知らせが届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。

週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

過去**10年間**に納め忘れた国民年金保険料はありますか？

将来、年金を
もらえなくなる
のが心配



納付期間が
短くて…

そんな皆さま、
今からでも
遅くありません。

受け取る
年金額が少なくなる
のが心配



国民年金保険料の 後納制度

平成24年10月1日から平成27年9月30日まで

をご利用ください！

法律の改正により国民年金保険料を納めることができる期間が、
過去2年から過去10年に延長されました。(平成24年10月から3年間に限ります)

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納めることにより、将来の年金額を増やしたり、年金受給権の確保につなげることができます。

- 老齢基礎年金を受給されている方などは、この制度をご利用いただけません。
- 納めていただく保険料には、当時の保険料額に一定の金額が加算されます。
- 毎月の国民年金保険料の納付は、原則として翌月末日までと定められています。納期限までに納めないと、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できなくなることがありますので、納め忘れのないようお願いします。

お問い合わせは

『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

0570-011-050

お問い合わせの際には、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



日本年金機構
Japan Pension Service